

臨時国会に向けた意見書
～複数独立取締役選任の義務化について～

一般社団法人 日本取締役協会
独立取締役委員会

2012年9月に法制審議会によって取りまとめられた「会社法制の見直しに関する要綱」では、独立(社外)取締役選任の義務化が見送られた。第185回国会(臨時会)において会社法改正法案が審議される予定である。この会社法改正法案をこの臨時国会で成立させるべきことはわが国の成長戦略の観点からも当然であり、全ての与野党に迅速な審議を要請したい。しかし、次に述べる観点を考慮すれば、今国会において、是非とも上場会社について独立(社外)取締役選任の義務化を盛り込んだ形で会社法改正法案を成立させることを求める。

「ムラ社会型ガバナンス」打破による日本経済再生

典型的な日本企業の取締役会においては、役員が互いの顔色を窺いながら軋轢を避け、他の役員の所掌分野に口出しをせず、閉ざされたムラの内輪の論理に従った意思決定がなされる。このような「ムラ社会型ガバナンス」の結果、日本企業は、収益力の低下や不採算事業からの撤退といった重大事項の意思決定を先送りにし、産業の新陳代謝が滞るといった事態が生じている。

「ムラ社会型ガバナンス」を打破し、もって日本経済の再生を果たすためには、経営者や他の役員等から独立し、従属関係や利害関係がない独立取締役の存在が必要不可欠である。独立取締役は、社内のしがらみ等の諸事情で社内取締役だけでは適切な対応が期待できない場合に、ムラの内輪の論理に拘束されることなく、企業価値の向上の観点から、当該企業としての適切な対応を提言し、それを貫徹させることが期待できるからである。

また、ムラの内輪の論理に対抗できるようにするためには、独立取締役の人数は、その実効性確保の観点から、少なくとも複数名を選任することが要請される。

進まない独立取締役導入を推進するために

他方、わが国の独立取締役の現状を見ると、例えば、東京証券取引所では、独立役員の出出を義務付け、また、独立取締役の確保を推奨している。それにも拘らず、東証1部上場企業において独立取締役を複数名選任する企業は依然として20%未満であり¹、独立取締役は未だに普及していない。この点は、他の先進国はもとより、中国、インド、韓国を含む新興国における独立取締役の選任状況に比して、異常な状況であり、世界のスタンダードから大きく外れた状況にある。

この状況に鑑みれば、証券取引所の規則によって、独立取締役の選任推奨についての Comply or Explain の義務付けを図るだけでは、百年河清を待つに等しく、現下の喫緊の課題であるわが国企業の成

¹ 日本取締役協会(2013年8月1日)「上場企業のコーポレート・ガバナンス調査」

長を促進させ、競争力の向上を図ることは到底、期待できない。従って、産業競争力の強化のためにも、成長戦略の重要な柱の一つとして、強制力を伴う法律（会社法）によって複数名の独立取締役の選任を上場会社に義務付ける必要がある。

監査・監督委員会制度では不十分

「会社法制の見直しに関する要綱」においては、監査・監督委員会制度の導入が提案されている。しかし、監査・監督委員会制度によってガバナンス体制の選択肢が増えることは大いに評価するが、この制度の導入は、あくまでも各企業の任意に委ねられている。

また、日本の企業統治の本質的な課題は、その監査に問題があるのではなく、企業価値を上げる経営力そのもの、すなわち、ムラの内輪の論理に拘束された経営陣のリーダーシップの脆弱性そのものにある。経営力の強化のためには「ムラの内輪の論理による経営統治」から脱却しなければならない。そのためには、独立取締役は極めて重要であり、したがって、独立取締役選任義務化に踏み込まない会社法改正は、真の意味でガバナンスの強化にならない。

おわりに

「会社法制の見直しに関する要綱」は、民主党政権下において取りまとめられたものである。他方で、現在の政権与党である自由民主党は、2012年及び2013年に公表した「総合政策集」において、「上場会社における複数独立取締役選任義務の明確化」を掲げ、その実現を国民に対して明確に約束している。

したがって、自由民主党においては、妥協の産物である民主党の会社法改正案をそのまま引き継ぐことなく、政権政党として、断固とした決意をもって、その公約の実現、すなわち、会社法による上場企業についての複数独立取締役選任の義務化を実現されることを強く要望する。

上場企業において独立取締役の選任を義務化することは、世界の投資家の日本の株式市場に対する信頼を飛躍的に高めるものであり、企業経営に対する市場の規律を高め、もって株価の上昇と企業競争力・収益力の強化が図られ、それによってデフレ脱却と経済成長を持続的なものにする。上場企業の複数独立取締役選任の義務付けは、アベノミクスにとっての必要不可欠な政策であり、改革を前進させるための極めて重要な課題と言わねばならない。

日本取締役協会 独立取締役委員会

委員長： 経営共創基盤 代表取締役 CEO 富山和彦

副委員長： 中央大学法科大学院教授・東京大学名誉教授 落合誠一

お問い合わせ 一般社団法人 日本取締役協会 <http://www.jacd.jp>